

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成28年6月16日（平成28年（行個）諮問第103号）

答申日：平成28年12月5日（平成28年度（行個）答申第141号）

事件名：特定の定期監察等における担当監察官と本人との面談記録を記載した文書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2及び3に掲げる2文書に記録された保有個人情報（以下、順に「本件対象保有個人情報1」及び「本件対象保有個人情報2」といい、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年1月19日付け官察5号により国税庁長官（以下「処分庁」、「諮問庁」又は「国税庁長官」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）の一部を取り消し、本件対象保有個人情報の全面開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）不服申立ての理由

原処分において、保有していないとされた個人情報の一部は、異議申立人が特定年月に受けた懲戒処分に係る担当監察官らによる非行監察の中で、異議申立人が有利とされる物証等と思料され、それらが不存在であることは、極めて不自然な事実と判断されるため等。

（2）異議申立人が原処分の基因となる保有個人情報の開示を請求した経緯

ア 異議申立人は、特定A税務署・特定職として勤務の時代、特定年月日付けで、国税庁長官から「職務専念義務違反の行為を行った」（国家公務員法101条）等として、特定内容の懲戒処分を受けた上で、それらの処分や行為の内容が報道発表された。

イ 当該懲戒処分は、任意の捜査権のみ付与されている国税庁の特定派遣首席国税庁監察官ら（以下「担当監察官ら」という。）（特定市の合同庁舎に常駐する国税庁からの派遣職員）による異議申立人に対する非行監察等の実施結果・報告等に基づいて行われたものであるが、国

税庁長官が当該懲戒処分という処分量定の決定を行う際に、その根拠とされる担当監察官らが作成した異議申立人に対する非行監察等の状況・端緒・経緯・結果・報告等の行政文書の作成等について、

①異議申立人に対し、第三者から、担当監察官らによる意図的な事実関係の歪曲等が行われ、国税庁において、処分量定の決定が行われた際には、それらの事実に基づいて、不自然な処分が行われた疑いがある旨の情報等が（複数回）寄せられたこと。

②後述する当該懲戒処分の基因とされる行為は、異議申立人が過去に正直に担当監察官に申出済み（いわゆる刑法42条・自首に相当と思料）の行為であるのに、なぜか処分量定の決定が職務専念義務違反の中で最も重い減給処分とされたことは、人事院の処分の標準例と比較していかがであるのか。

③当該懲戒処分は、（処分庁の地方支分部局である）特定国税局から同日に報道発表されたが、異議申立人は翌日のマスコミ各紙の新聞記事の中で、その端緒を把握したとする記事の内容等が、異議申立人が知り得る事実とはかけ離れており、大きな疑問を抱いたが、それらは結果的に、当時の特定国税局人事一課長及び人事二課長から事前に異議申立人に対し、「その主旨（申出済み）は発表するが、それをマスコミがどのように記事にするかは不明、（発表内容を）悪く書くから。」と伝えられていたことが現実化しており、不自然と思いを始めたこと。

④当時、異議申立人に対して行われた、担当監察官らによる非行監察の調査手法や展開は、先輩・同僚等から、もとより「適法とはいえないものである。」（下記（3）及び（4）を参照）との指摘がなされたこと。

等の情報・事実・意見等を受けて、以前から特定派遣（首席）国税庁監察官に対し、上司等を通じ何度も面談・身上把握を要望したものの、それらは一切実現せず、やむなく保有個人情報の開示を請求したものである。

ウ 当該懲戒処分は、異議申立人が取引証券会社である特定証券（いわゆるインターネット取引の証券会社）に対して、自己の携帯電話（いわゆるガラケー）で行った、保有銘柄数が一銘柄程度、また、それらの取引行為が、携帯電話によるアクセス画面確認からクリック終了までの時間が1回当たり30秒弱と極めて短時間の株式取引に係るものである。

エ 過去5年間（特定年以降）の勤務時間中の取引（年次休暇等を申請・取得していない時間の取引行為）を900回として認定されたが、これらは、株式取引の約定の有無に関係せず、取引注文の取消しや訂

正（計500回以上）も含めた、いわゆる全てのクリックの回数を集計した上で行われたものである。

オ なお、それらの取引は、異議申立人が通常の職務を遂行した上での行為であり、勤務時間中の取引と認定されたものの中には、異議申立人が特定職時代の（納税者や職員との面談・打合せ、関係民間団体との連絡・調整による）昼休憩時間のズレ・休憩等の取得時間の分断（特に、特定年当時の税務署長・故人は、長期入院中であり、税務署の昼休憩時間が入院先の面会時間に相当）、特定B税務署・特定職時代の出張による長時間の移動中の車内での行為、同金融機関等に実地調査に臨場した際の昼休憩時間のズレ・分断及び特定職時代の関係民間団体への会合に出席したための昼休憩時間のズレ等の時間帯に行ったクリック、更には異議申立人の職務に関係するネット証券会社のシステムに係る解明調査（後日、当該調査事績書も作成して報告済み）等のクリック等の全ての回数を集計された上で、処分量定の決定（当該懲戒処分）がされたものである（なお、異議申立人は、インサイダー取引等の不正な株式取引行為は一切行っていない。）。

（3）担当監察官らによる異議申立人に対する非行監察の実施状況等

ア 担当監察官らが異議申立人に対して関係書類等を提示し、質問調査を行い、申述記録書を作成して職務専念義務違反の行為を立証した方法と、それらを国税庁長官に報告した上で、前記の懲戒処分を行い、報道発表するまでの事実関係等の詳細は次のとおりである。

（ア）特定年月日、異議申立人は担当監察官らから突然の呼出しを受け、下記（4）の既に申出済みの過去の勤務時間中の株式取引についての非行監察が開始され、質問調査が開始された。この当時、非行監察は任意調査である等の告知行為等の手続はなく、「すぐに終わるから・・・」等との語り口から始まったことや、上記（2）イの②や後述する詳細のとおり、過去に異議申立人が申出済みの行為等であったことから、当時、異議申立人や当時の特定A税務署長らは、軽微な案件と誤認していた事実がある。

（イ）当該懲戒処分の立証方法は、担当監察官らによる異議申立人に対する質問調査の状況や、その非行監察の実施当時に開示を受けた書類から、次の手順で行われていた。

①担当監察官らは、所轄税務署において、異議申立人が過去に提出した所得税の確定申告書を収集するなどして、その内容から異議申立人の取引証券会社を把握する。

②それら把握した取引証券会社に対し、「財務省設置法26条1項に係る監察事務のため」と称した文面取引照会文書を発送する。

③その際、特に、異議申立人の取引証券会社である特定証券につ

いては、一般的な帳票で、顧客の株式売買取引・入出金の基本帳票である顧客勘定元帳のほかに、注文明細と称する帳票を照会し、先方からその注文明細の回答を受ければ、当該帳票の注文約定日時欄に、顧客が携帯電話やパソコンから特定証券のアクセス画面に対して、株式を注文した日付や時刻等が判明する通信データ（以下「注文時間・通信データ」という。）が表示されている。

異議申立人は、上記②及び③の事実について、非行監察を受けた当時、担当監察官らから、取引照会した先の特定証券から回答された注文明細と称する帳票（文書）のコピーの交付と根拠条文の開示を受けており、それら回答された文書に係る直近の帳票の日付である特定年月日から、当該照会文書がいつ頃に発送されたかについて、自ずと推認することができるものである。

これら注文時間・通信データは、通常、顧客と取引証券会社の取引注文に係る全ての通信したデータが1 / 100秒単位まで判明するものであり、本来は通信の秘密に相当するものと判断され、本来であれば、任意調査権しか保有していない国税庁監察官が、到底、徴求や活用をできるものではないデータと思料される。

取引照会先（取引証券会社）は、これら回答した帳票類の中で、注文時間・通信データ欄がどのように利用されているかを知るよしもないことから、黒塗り（不開示）もせずに安易に回答する現状にある。

したがって、担当監察官らが、インターネット取引の証券会社に取引照会文書を発送して回答を受ける文書において、すなわち、異議申立人を含め、職員の職務専念義務違反を立証する上で、注文時間・通信データが最も必要であり、重要な帳票がこの注文明細である。

また、異議申立人は、特定年月日、監察官らから呼出しを受けた際に、「現在、前回の特定証券の回答から半年以上が経過したことから、特定証券に対し、二度目の取引照会文書（注文明細）を発送した」旨を聞かされたことから、異議申立人は、「それらの注文時間・通信データを含む帳票は、職務上におけるシステムの研究で、独自に特定証券のアクセス画面帳票システムを解析した結果から、居宅のパソコンで出力可能である」旨の答述を行い、特定年月日にこれらを出力し担当監察官らに提出した経緯がある。

④異議申立人が過去に勤務していた税務署から、年次（有給）休暇を申請・取得した際の年次休暇簿や署内の行事予定表等を収集するとともに、併せて当時の税務署から異議申立人が付与されていた昼の休憩時間帯（ex. 12 : 00 - 12 : 45）を確認する。

⑤上記③及び④を照合すると、休暇を申請・取得していない日・時間帯で勤務時間中と推認される株式取引の注文時間が判明する。

⑥それらが判明した時点で、担当監察官らは異議申立人を呼び出して、非行監察を実施し、質問調査を展開、取引照会先（取引証券会社）から回答を受けた上記③の注文明細の中の注文時間・通信データに（担当監察官が）色塗りした特定の日時に係る株式の注文時間を提示し、「これら、○年○月○日の○時○分は、どのような仕事をしていたのか」、その後、上記④で収集した年次休暇簿等を提示し、「その日（時間）は、休暇を申請・取得していない日・時間帯ではないか」、次に、過去に勤務した税務署の行事予定表を提示し、「その日の行事は何かあったのか、何もないではないか」などと追及された結果、異議申立人が回答できない注文時間・通信データが職務専念義務違反に該当するとして、株式取引の約定の有無に関係せず、取引注文の取消しや訂正も含めた、いわゆる全てのクリックの取引回数が積算され、異議申立人の申述記録書に記載されたものである。

当時の異議申立人の職務は、極めて不規則な勤務時間・休憩時間で職務を行うポストであり、また、それらの質問は、一般的にそのような特定の時刻や時間帯等の記憶は存在せず、答述が不可能な質問事項である。

⑦併せて、異議申立人は、上記①で収集した確定申告書の提示を受け、当該株取引に係る譲渡所得金額の正否の追及を受け、過去3年分の株式売買状況を一覧にして提出するよう求められたために、後日、これらを作成して正当な売買益の金額（もちろん、申告所得金額と同一である。）を担当監察官らに提出した。

⑧その後担当監察官らが、上記までの物証と異議申立人の申述記録書を基本に非行監察報告書等を作成して、国税庁首席監察官（経由国税庁人事課）に報告したことで、国税庁長官において処分量定の決定が行われ、前述のとおり、国税庁長官から職務専念義務違反の行為を行った（国家公務員法101条）として、特定年月、特定内容の懲戒処分を受けたものである。

⑨当該懲戒処分は、特定国税局から同日に報道発表されたが、翌日のマスコミ各紙の新聞記事の内容は、その端緒を把握したのは、「特定年月の内部調査で発覚したもの」とのことであり、異議申立人が知り得る事実とはかけ離れていた。

イ 上記の事実関係から、担当監察官らが収集・作成した「本件決定」の基とされる異議申立人の保有個人情報の開示請求に係るいずれの文書や報告書等は、以下の理由のとおり、処分庁が主張する「法14条

7号柱書きに該当するもの」と「公印」を除いて、全て開示すべき個人情報であると判断される。

(ア) それらの文書等は、全て異議申立人本人に限定された保有個人情報に該当するものであること。

(イ) 異議申立人が過去に所轄署や勤務先に提出・申請した確定申告書・届出文書や取引した証券会社に係るデータ等に係るものであるが、それらの文書等は、担当監察官らが異議申立人に対して、取引証券会社等からの回答文書等を基に提示（開示）し、質問調査を行った上で申述記録書を作成して職務専念義務違反の行為を立証したものであり、既に承知している情報と認められること。

(ウ) 担当監察官らが国税庁首席監察官（経由国税庁人事課）等に報告した非行監察報告書等は、申述記録書に記載された内容等、上記までの事実関係を基に作成されて報告している内容と同一であることが原則であり、国税庁監察官がとるべき対応が記載されているにすぎず、当該懲戒処分に係る処分量定の決定までの過程とその後の報道発表の内容までを踏まえると、異議申立人が自ずと推認できる内容と認められ、すなわち、既に承知している情報に該当するものと判断されること。

(エ) 異議申立人に担当監察官らが収集した確定申告書、注文明細、年次休暇簿等を提示しながら行う非行監察の手法等は、いわゆる（監察事務の）手の内情報とはいえ、これを開示しても、到底、適正な監察事務の遂行に支障を及ぼすとは認められないこと。

(オ) 国税庁の人事管理等は国税庁人事課の所掌であり、国税庁首席監察官等が直接的に行うものではないことから、それら国税庁首席監察官等が作成した書類が公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのある文書に該当するものには当たらないと認められること。

(カ) 照会先の取引証券会社からの回答文書等の中で、担当者氏名、会社印影、各種届出書の整理欄及び作成者の氏名等は、当時、異議申立人の申述記録書にも添付されており、それらも全て開示すべき個人情報であると判断される。

ウ 本件処分の基とされる異議申立人の保有個人情報の開示請求に係る関係人は、異議申立人及び国税庁（処分庁、担当監察官ら）以外では、①当時、異議申立人が勤務していた税務署を所掌する（処分庁の地方支分部局である）特定国税局、②異議申立人が特定年以降に勤務していた特定C、特定B及び特定A税務署（年次休暇簿等を収集）、③異議申立人が毎年所得税の確定申告書を提出する所轄特定D税務署、④異議申立人が過去に株式取引行為を行ったことのある取引証券会社のみであり、異議申立人以外での個人に係る権利利益を害するおそれが

あるものは、(照会先の担当者氏名や作成者の氏名等が非行監察時に開示されていることから)皆無に等しいこと。

エ なお、異議申立人に対する非行監察を担当した担当監察官らは、そのポスト配置の在任期間が特定年月以降の者である。

(4) 異議申立人が主張する担当監察官らによる非行監察に着手するまでの経緯等(異議申立人が主張する事実関係)

ア 異議申立人は、特定年以前から、毎年、自身の株式取引(譲渡所得)について、その内容を所得税の確定申告書において適正に計算し、所轄特定D税務署長に申告・提出しており、当然、その記載内容の中で、取引している証券会社の名称、株式等の売却金額、株式等の取得金額及び売却損益等の金額等を適切に記載していた。

イ 異議申立人は、年次休暇(有給休暇)を取得する際、前述の職務遂行による休憩時間等のズレ・分断以外のものについて、勤務先の上司である税務署長に対し、適切に「願い出」を行っていた。

ウ 以前から、後述する当該懲戒処分の基因とされる株式取引の行為は、特定年月の定期異動の以前においては、税務署内の官用パソコンで取引する行為は禁止されていたが、自己の携帯電話で行う極めて短時間の取引については、その職務を遂行した上で、休憩時間のズレ・分断して取得や出張の移動時間中等の行為であれば、いわゆる喫煙行為、出張の移動時間中の車内での新聞・雑誌の購読又は居眠り、携帯電話によるインターネットの閲覧、同ネットゲームで遊興する行為等(以下「喫煙行為等」という。)との比較(それらの行為よりも極めて短時間であること)から、それらの取引行為のみで異議申立人ら職員が担当監察官らから指摘されることはなかった。

さらに、「極めて短時間の株式取引行為やインターネットや閲覧等は違法で、なぜそれより長時間である喫煙行為等は許されるのか」との質問に、明確な回答がされることはなく、当時の税務署幹部の一部からも、職務を遂行した上でのそれらの極めて短時間の取引行為は、許容の範囲、可罰的違法性は問えないとの(非公式の)説明を受けていた。

エ 異議申立人は、特定A税務署・特定職時代の特定年月以降、担当監察官らによる定期的な巡察の時期の際には、「株式取引行為を行う者は、所定の様式(通称・身上把握表と証する書類)に記載せよ」との(初めての)指示の下においては、適切にそれらを記載して(毎回)提出している。

併せて、異議申立人は、担当監察官らに対し、特定A税務署長ら署幹部の在籍する前での面談や、異議申立人との個人面談の場においても、過去の勤務時間中の取引行為について、何ら隠し事もなく、

前述の職務を遂行した上での極めて短時間の株式取引行為は許容範囲であるとの認識の下、特定年月の定期的な巡察まで、自らが取引する証券会社の名称、保有銘柄数、税務調査に活用するための勉強目的等を含めて、何度も明言していた経緯がある。

オ 上記、それらの認識の証拠に、異議申立人が特定A税務署・特定職時代の特定年初め頃に、担当監察官らから配付を受けたメモ文書である「職務専念義務違反に係る処分量定について」を確認すると、「職員が勤務時間中に行った私的行為について・・・株取引、喫煙、私用メール・・・どのように決定していくべきか・・・、株取引などの利己的行為は、より厳格に懲戒処分等の適用を・・・」、併せて「国税庁人事課を通じて、人事院に問い合わせた結果を整理したものである」と記載されてあるなど、このときに職員に対し、初めて「株式取引は、喫煙行為等とは異なるべき」という内容の考え方が示された経緯がある。

したがって、当該文書が、国税庁人事課において、整理して示されるまで、担当監察官らの認識においても、短時間の株式取引行為と喫煙行為等の違法性の程度や可罰的違法性について、明確な認識・区分ができなかったものと判断され、異議申立人の注文クリック回数・900回は、それらの判断が示される前の特定年から特定年分の回数を含むものである。

カ その後、特定年月、前述のとおり、異議申立人は担当監察官らから非行監察を受け、申出済みの過去の勤務時間中の株式取引について、質問調査等を受けたのであるが、その際の申述記録書を署名する際や、国税庁に対する報告書等の作成書類について、前記、申出済みの行為・事実（刑法42条・自首に相当）等が適正に報告されて処分量定の決定がされ、その後の報道発表の内容につながるものと確信していた。

キ また、特定年月日の午後、担当監察官らによる質問調査が終了（署名）する以前に、異議申立人は、特定国税局人事課別室に呼び出され、人事一課長及び人事二課長から、異議申立人に対する今後の処分の見込み、将来の異議申立人の人事配置及び異議申立人の譲渡所得に係る調査結果等の内容の説明を受けたために、異議申立人は報道発表の際には、非行監察の把握端緒等について、本人から申出があったもの等の事実を発表するよう要請したところ、「その主旨（申出済）は発表するが、それをマスコミがどのように記事にするかは不明、（発表内容を）悪く書くから。」旨の回答を受けた。

ク なお、上記までの担当監察官らの非行監察（各種資料の収集を含む）の過程の中で、職務専念義務違反の非行が思料された時期は注文

時間・通信データと休暇承認簿を突合させた時点であると判断されることから、それ以前の確定申告書、注文時間・通信データ及び休暇承認簿等を収集する行為は、非行を探すことに該当するものであり、到底、適法ではないと判断される行為である。

ケ また、国税庁監察官が職員の所轄税務署において、(職員の)確定申告書を収集して取引証券会社を把握し、それらから注文時間・通信データを確認する手法は、国税庁監察官であるからこそ行えた行為・手法であり、もとより他省庁の監察官等は、(当該手法を)使用できるものではない(なぜなら、公務員である前に納税者であるはずの他省庁の職員の確定申告書について、所轄税務署長は開示をしない。)

コ したがって、これら国税庁監察官による非行監察の展開・調査手法による不利益処分は、国税庁という特定の官庁の職員(しかも、株式取引を正当に確定申告した職員)だけが不平等に処分されていることとなり、それらの処分は、国税庁と他の省庁間で裁量権の範囲が大きく異なることを認めた上で、併せて、行政処分における裁量権の行使の違反類型である平等原則違反や比例原則違反(憲法14条ほかに抵触)を是認したことにつながるものと思料される。

サ なお、異議申立人は、これら非行監察の展開・調査手法について、特定年月、勤務部署の定期的な巡察を受けた際に、担当監察官に対し、「貴職らの調査手法については、一度人事院に対し、適法性の有無を確認すべきではないか。」と進言し、その回答を求めたが、現在まで何らの連絡・回答も示されない。

(5) 不服申立ての理由・・・原処分に係る上記事実関係のあてはめ

ア 原処分の概要(処分庁の主張)

別紙の2及び3に掲げる文書に記録された保有個人情報には保有していない旨である。

イ 異議申立人による不服申立ての理由(異議申立人の主張)

原処分において保有していないとされた個人情報の一部は、異議申立人が特定年月に受けた懲戒処分に係る担当監察官らによる非行監察の中で、異議申立人に有利とされる物証等に該当し、それらが不存在であることは極めて不自然といえるものである。

また、行政機関の保有する個人情報の中で開示の対象とされるものは、行政文書管理ファイル簿に登載されたものに限定するものではなく、全ての保有個人情報が対象であり、仮に、それらの管理簿に登載がなくても、散在的に記録されている保有個人情報まで含まれることから、以下の事実関係も踏まえて、原処分を取り消して、異議申立人に係る保有個人情報は、散在情報を含め、その全面開示を求めるものである。

(ア) 別紙の2について

異議申立人は、特定A税務署勤務の特定年月定期異動以降（特定年月まで）、巡察という定期的な監察事務を受ける際には、何らの隠し事もなく、職務を遂行した上で、休憩時間がズレるなどした際の極めて短時間の株式取引行為は、可罰的違法性はないとの認識の下、それらの行為を何度も明言していた経緯があり、その担当監察官らと特定A税務署長ら署幹部の在籍する前での答述していた事実については、当時の特定A税務署幹部も当然承知済みである。

また、異議申立人との個別面談の場においても、通常の職務を遂行した上での過去の勤務時間中の株式取引行為については、特に、特定年月等の個人面談の際には、当時の担当者である特定主任監察官が異議申立人の面前で、それらの答述を録取していた事実を確認しており、一方で、異議申立人は、それらの面談を受けた際のメモ書きを保有している事実があるほか、前記に記載した事実のとおり、担当監察官らは、特定年月頃には、異議申立人の取引証券会社に取り引照会を実施していたのであるから、当該懲戒処分に係る処分量定が決定される過程等の中で、当該個人面談の記録が何らの報告書にも記載されず、また、非行監察時の資料や物証とされず、異議申立人の保有個人情報として保存されていないことは極めて不自然である。

さらには、特定年月に開始された非行監察においても、担当監察官らに上記の内容を答述したところ、その事実を認めており、否定されたことは一度もなかった。

なお、当該個人面談のとき、異議申立人は、担当である特定主任監察官から、特定国税局の現業部門で発生した別の非行案件について、その犯人像の特定について、それら関係者の氏名や事実関係を開示され、何度も意見を求められた経緯がある。

(イ) 別紙の3について

国税庁監察官は、職員の非行を把握した際には、過去に職員が提出した身上や生活実態を記載するそれら身上把握表と称する文書（毎年、その時点の状態を職員自らに記載させて申告させるもの）を確認する体制であり、仮に、職員の非行の内容が、それらの記載の不備や不記載等につながるものであれば、それら身上把握表を職員に提示し、「記載すべき指示事項に対し、適切に記載していないではないか。不作為、隠蔽等」との追及を行っており、それら身上把握表の性質から、毎年更新されて提出されることから過去のものは不要という結論とされる文書ではなく、所得税の確定申告書等と同様に、それぞれの時期に提出されたものにその価値があり、通常

は、その他の服務関係書類と同様、10年程度の長期保存の対象とされるべきものである。

また、仮に、それら身上把握表が現在破棄されているとしても、異議申立人が提出した前記の身上把握表（特定年提出分）は、前述までに記載した、当時の異議申立人に対して行われた非行監察の際には、物証の一つとして活用され、前記、担当監察官との面談記録と共に、職務を遂行した上での過去の勤務時間中に行った株式取引行為は適切に報告を受けていたものとして、国税庁に報告されるべきものであることから、当然、それらは、異議申立人に係る非行監察時の関係書類に編てつされた上で、長期に保存されるべき文書（保有個人情報）と判断される。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求について

本件開示請求は、国税庁長官（処分庁）に対して、別紙の1ないし4に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件請求保有個人情報について、平成28年1月19日付け官察5号により、これを保有していないとして、法18条2項の規定により、不開示決定（原処分）を行った。

これに対し、異議申立人は、本件対象保有個人情報を開示するよう求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の有無について

（1）本件対象保有個人情報1について

ア 国税庁監察官は、非行の未然防止を使命として、職場内を巡回して情報を蓄積し、職員のあらゆる行為につき、服務上の適否を厳正に調査することが求められている。

国税庁監察官は、職場内を巡回し、各税務署で行った面談状況等を「巡察事績書」及び当該巡察事績書の別紙「巡察結果報告書」に取りまとめることになっている。

異議申立人が「面談記録」として主張するのは、当該文書の作成過程で生じた備忘録であり、「随時発生し、短期的に廃棄するもの」として当該文書の作成後に廃棄されるものである。

そのため、本件対象保有個人情報1は、既に廃棄されている。

イ また、本件異議申立てを受け、特定派遣国税庁監察官室内における関連行政文書ファイル等を検索させたが、本件対象保有個人情報1の保有は確認できなかった。

（2）本件対象保有個人情報2について

ア 上記（1）アのとおり、国税庁監察官は、非行の未然防止を使命と

して、職場内を巡回して情報を蓄積し、職員のあらゆる行為につき、服務上の適否を厳正に調査することが求められているが、職場内を巡回した際に受領・作成した備忘録等の行政文書についても、非行の未然防止の観点からあらゆる面からの検討を行っている。

各監督者が職員の身上把握を行い作成する「身上把握表」は、監督者が身上把握を行った時点における、職員の過去を含めた状況が聴取・整理されている行政文書である。

国税庁監察官は、各監督者から身上把握の状況を確認・聴取するほか、必要に応じて当該身上把握表の写しを入手するなどして、国税庁監察官が保有する他の情報との分析・検討を行い、職員の非行の未然防止を図っているが、このような分析・検討を終了した後は、遅くとも事務年度末又は次事務年度当初に各税務署で身上把握が実施される頃には、「随時発生し、短期的に廃棄するもの」として、随時廃棄することになっている。

そのため、本件対象保有個人情報2は、遅くとも特定事務年度当初には、既に廃棄されている。

イ 本件異議申立てを受け、特定派遣国税庁監察官室内における関連行政文書ファイル等を検索させたが、本件対象保有個人情報2の保有は確認できなかった。

3 結論

以上のことから、国税庁（特定派遣国税庁監察官室）において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、これらを保有していないとして行った不開示決定は妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ①平成28年6月16日 諮問の受理
- ②同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③同年7月5日 諮問庁から理由説明書（再提出分）を收受
- ④同月19日 異議申立人から意見書及び資料を收受
- ⑤同年11月17日 審議
- ⑥同年12月1日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分の一部を取り消して、別紙の2及び3に掲げる文書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を開

示すよう求めているところ、諮問庁は、これらを保有していないとして行った原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 本件対象保有個人情報1について

ア 本件対象保有個人情報1は、異議申立人が特定A税務署に勤務した特定年月から特定年月末までの間の定期監察等における担当監察官と異議申立人との面談記録を記載した文書（以下「本件文書1」という。）に記録された保有個人情報である。

イ 諮問庁は、理由説明書（上記第3の2（1））において、本件文書1は、国税庁監察官（以下「監察官」という。）が各税務署で行った面談状況を取りまとめた巡察事績書及びその別紙である巡察結果報告書を作成する過程で生じた備忘録であるとしていることから、監察官が行う巡察等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

(ア) 監察官は、職場内（各税務署）を巡回して行う巡察事務に当たっては、原則として、税務署長を含む全ての監督者と面談して、部下職員に係る情報を聴取するなど幅広く職員情報を収集している。特定派遣国税庁監察官においては、巡察事務の状況等を「巡察事績書」及びその別紙「巡察結果報告書」に取りまとめることとしている。巡察事績書及び巡察結果報告書を確認したところ、開示請求者（異議申立人）が特定A税務署に勤務していた特定年月から特定年月までの間に行われた特定A税務署における巡察は、6回であった。

(イ) 監察官は、監督者との面談の際に面談内容等に係る備忘録を作成する場合もあるが、備忘録の作成は、義務付けられたものではなく、各監察官の判断に委ねられている。

監察官の判断により備忘録を作成した場合、その内容は必要に応じて巡察結果報告書に反映される場合があるが、反映されない場合を含め、巡察結果報告書の作成後は、備忘録は用済みとなるため廃棄されることになる。

なお、備忘録は、国税庁行政文書管理規則（以下「管理規則」という。）上、「随時発生し、短期的に廃棄するもの」であるため、その廃棄の時期や方法は、備忘録を作成した各監察官の判断によっている。

ウ 諮問庁は、上記イ（イ）のとおり、監察官が作成した備忘録の内容が巡察結果報告書に反映される場合があると説明していることから、特定A税務署における6回の巡察に係る巡察結果報告書に記録された保有個人情報の本件対象保有個人情報1該当性について、当審査

会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

(ア) 巡察結果報告書に記載されている内容は、複数の職員との面談で聴取した内容が項目ごとにまとめて記載されているものであり、面談した個々の職員から聴取した内容を職員ごとに記載しているものではない。したがって、開示請求者（異議申立人）との面談の内容が記載されているかは明らかではない。

(イ) 仮に、開示請求者（異議申立人）との面談の内容が記載されていたとしても、上記（ア）の理由により、その部分を特定することはできないから、巡察結果報告書に記録された保有個人情報を本件対象保有個人情報1として特定することはできないと考える。

エ そこでまず、巡察結果報告書に記録された保有個人情報の本件対象保有個人情報1該当性について検討すると、諮問庁から提出を受けた6回分の巡察事績書及び巡察結果報告書のうち、外観上、監察官が異議申立人と面談しているものと認められる5回分の巡察結果報告書の記載のうちには、本件対象保有個人情報1に該当する情報が存在する可能性は否定できない。しかしながら、その内容は、諮問庁の上記ウ（ア）の説明のとおりと認められるから、それら5回の巡察の際に開示請求者（異議申立人）との面談が行われたことの実事だけをもって、本件対象保有個人情報1該当性を肯定することはできないと解すべきである。

したがって、処分庁が巡察結果報告書に記録された保有個人情報を本件対象保有個人情報1として特定していないことは妥当である。

オ 次に、備忘録の保有の有無について検討すると、諮問庁から提出を受けた管理規則では、国税庁において文書を作成することとされている管理規則別表第1の業務に、本件に係る備忘録を作成することとされていることをうかがわせる記載は存しない。また、別表第1が適用されない行政文書の保存期間等を定めた標準行政文書保存期間基準の提出を受けてこれを確認したところ、行政文書の名称の具体例には、本件に係る備忘録は掲げられておらず、「随時発生し、短期的に廃棄するもの」であるとする諮問庁の上記イ（イ）の説明は不自然、不合理とはいえず、これを保有していないとする諮問庁の説明を覆すに足る事情も認められない。

さらに、本件異議申立てを受けた際に行ったとする本件対象保有個人情報1の探索も不十分とはいえない。

したがって、国税庁において本件対象保有個人情報1を保有しているとは認められない。

(2) 本件対象保有個人情報2について

ア 本件対象保有個人情報 2 は、異議申立人が特定 A 税務署に勤務した特定年月から特定年月末までの間の定期監察等において、担当監察官に特定 A 税務署長を通じて提出した身上把握表（以下「本件文書 2」という。）及び身上把握表が収受された事実を示す文書（以下「本件文書 3」という。）に記録された保有個人情報である。

なお、本件開示請求が異議申立人を本人とする保有個人情報の開示を求めるものであることや異議申立書の記載内容からすると、本件文書 2 及び本件文書 3 は、いずれも異議申立人に係るものを指すものと解される。

イ 身上把握表の作成等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

（ア）特定国税局では、職員の身上把握表は、原則として事務年度（毎年 7 月から翌年 6 月）に一度、一般職員分はその上司である統括官が聴取しながら作成し、統括官分はその上司である副署長等が聴取しながら作成し、副署長分は署長が聴取しながら作成し、最終的に署長が管理するよう、監察官から各署長に依頼している。

なお、職員に身上把握表を作成させ、その上司に提出させる方法によっている場合もある。

（イ）監察官は、身上把握表の写しを署長等から提供を受け、非行の予防のための分析を行うなどしている。そして、身上把握表の写しは、行政文書管理上、「随時発生し、短期的に廃棄するもの」とされており、提供を受けた身上把握表の写しは、他の情報とともに分析や検討を行った後、遅くとも事務年度末又は翌事務年度当初に各税務署で新たな身上把握が実施される頃には廃棄することになっている。

（ウ）異議申立人の身上把握表の写しについては、開示請求者（異議申立人）が本件開示請求で特定した期間と異議申立人が懲戒処分をされた特定年月から考えると、当該特定年月の属する事務年度分及びその前事務年度分の 2 事務年度分の身上把握表の写しの提供を受けた可能性があると考えられるところ、現に、特定派遣国税庁監察官において、それらの保有は確認できないことから、「随時発生し、短期的に廃棄するもの」として、遅くとも、異議申立人が懲戒処分をされた特定年月の翌事務年度当初には、廃棄されたものとするほかない。

ウ 本件対象保有個人情報 2 には、身上把握表の外に、これが収受された事実を示す文書（本件文書 3）に記録された保有個人情報が含まれるが、これを保有していない理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

(ア) 監察官が身上把握表の写しを税務署長から収受する際に、収受簿等、収受の事実を示す文書を作成することとはされていない。

(イ) 念のため、本件異議申立てを受けた際に、特定派遣国税庁監察官室内における関連行政文書ファイル等を探索させたが、その保有は確認できなかった。

エ そこで検討すると、監察官は、非行の未然防止を使命として、職場内を巡回して情報を蓄積し、職員のあらゆる行為につき、服務上の適否を厳正に調査することが求められているということであり（上記第3の2（1）ア）、現に監察官の調査等を受け、懲戒処分された異議申立人に関する情報が記載された本件文書2を当該調査等の関係書類として保有していないことには疑問がないではない。

しかしながら、標準行政文書保存期間基準を確認したところ、行政文書の名称の具体例には、身上把握表（写しを含む。）は掲げられておらず、「随時発生し、短期的に廃棄するもの」であるとする諮問庁の上記イ（イ）の説明は不自然、不合理とはいえず、これを保有していないとする諮問庁の説明を覆すに足る事情も認められない。

また、本件文書3については、諮問庁から提出を受けた監察事務実施要領（平成18年6月21日付け監察第8号）を確認したが、身上把握表の写しの提供を受けた事績を作成することをうかがわせる記載は存しないから、本件文書3を作成していないとする諮問庁の上記ウの説明は是認できる。

さらに、本件異議申立てを受けた際に行ったとする本件対象保有個人情報2の探索も不十分とはいえない。

したがって、国税庁において本件対象保有個人情報2を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、国税庁において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第4部会）

委員 鈴木健太、委員 常岡孝好、委員 中曽根玲子

別紙

- 1 請求人に係る懲戒処分の報道発表の準備（資料・原稿の起案）に関し、特定国税局・国税広報広聴室に対して連絡した文書の全て
- 2 請求人が特定 A 税務署勤務の特定年月定期異動以降（特定年月末まで）、定期監察等で担当監察官（特定主任監察官ら）と請求人との面談記録を記載した文書の全て
- 3 請求人が特定 A 税務署勤務の特定年月定期異動以降（特定年月末まで）、定期監察等で担当監察官（特定主任監察官ら）に（特定 A 署長を通じて）提出した、通称「身上把握表」と称する文書とそれらが収受された事実を示す文書
- 4 請求人の確定申告書に係る過年度分の譲渡所得等の適否を検討した文書について、その結果を「人事第一課」及び「人事第二課」あてに連絡した文書